

国土交通省自動運転社会実現本部の設置について（案）

令和 8 年 1 月 22 日
国土交通省自動運転社会実現本部決定

1. 設置の趣旨

近年の自動運転技術の急速な進化に伴い、既に公共交通の分野においては自動運転サービスの社会実装が進みつつあり、今後の自動運転のさらなる普及は、社会構造や人々の暮らし・生活を大きく変えていくことが予想される。

このため、自動運転社会の早期実現に向けた取組を強力に推進するとともに、自動運転の普及に伴う社会変容への対応について検討を行うため、国土交通省自動運転社会実現本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部員

本部員は次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときには、本部員を追加することができる。

大臣（本部長）、副大臣（副本部長）、大臣政務官（副本部長）、事務次官、技監、国土交通審議官、大臣官房長、技術総括審議官、公共交通政策審議官、技術審議官、総合政策局長、国土政策局長、都市局長、道路局長、鉄道局長、物流・自動車局長、物流統括調整官、海事局長、港湾局長、航空局長、国際統括官、国土地理院長、観光庁長官、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁長官

3. 幹事会

本部の下に、本部員の属する部局の職員から構成する幹事会を設置する。

4. ワーキンググループの設置について

実務的な見地から効率的に検討を行うため、以下のとおり、幹事会の下に関係各局からなるワーキンググループを設置する。

自動運転社会の近未来像検討ワーキンググループ

5. 事務局

本部の事務局は、物流・自動車局及び道路局に置き、関係各局の協力を得て、その事務を処理する。

6. その他

前各号に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

国土交通省自動運転戦略本部の設置について（平成 28 年 12 月 9 日国土交通省自動運転戦略本部決定）は、廃止する。

(別紙 1) 幹事会構成員

大臣官房 参事官（イノベーション担当）

総合政策局 政策課長
　　交通政策課長
　　技術政策課長
　　国際政策課長

国土政策局 総務課長

都市局 街路交通施設課長

道路局 企画課長

鉄道局 技術企画課長

物流・自動車局 参事官（企画・電動化・自動運転担当）

海事局 海洋・環境政策課長

港湾局 参事官（技術監理・情報化担当）

航空局 空港技術課長

国土地理院 企画部長

観光庁 参事官（外客受入担当）

運輸安全委員会事務局 総務課長

海上保安庁 総務部政務課長

(別紙2) 自動運転社会の近未来像検討ワーキンググループ構成員

総合政策局

交通政策課長

地域交通課長

モビリティサービス推進課長

技術政策課長

都市局

街路交通施設課長

道路局

企画課長

物流・自動車局

参事官（企画・電動化・自動運転担当）

物流政策課長

技術・環境政策課長

旅客課長